

運 営 規 程

社会福祉法人 元気村

かわぐち翔裕園 デイサービスセンター
(通所介護・介護予防通所介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気村（以下「事業者」という。）が開設するかわぐち翔裕園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定通所介護事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 指定介護予防通所介護事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 かわぐち翔裕園デイサービスセンター
- (2) 所在地 埼玉県川口市大字赤芝新田114-1
- (3) 事業単位 1単位（7-9）
- (4) 定員 **30名**（通常規模型）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者
生活相談員 2人（常勤専従1人）以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
介護職員 4人（常勤換算）以上（内常勤専従1人以上）
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後4時50分までとする。
ただし、利用者及び家族の希望があり、それに対応可能な場合はこの限りでない。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業者は、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づき、利用者が可能な限り居宅において日常生活を営むことが出来ること及び家族の負担軽減を図ることを支援する。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴（一般浴もしくは特別入浴介助）、排泄の介助
- (3) 日常生活動作の機能訓練、生活相談
- (4) 健康状態チェック
- (5) 居宅及び事業所間の送迎
- (6) アクティビティ〔介護予防〕

2 親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 事業所は、利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

4 事業所は、衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらい、必要な措置を講じる。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、川口市、草加市、蕨市、越谷市、戸田市の区域とする。

(利用料及びその他の費用)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

2 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、重要事項説明書記載の通りとする。

3 食費は重要事項説明書記載の通りとする。利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用は、実費を徴収する。

4 おむつ代は、実費を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

7 事業者は、介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前項に規定する利用料を変更することが出来る。

8 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第10条 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委

員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣するも者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(非常災害対策)

第 1 1 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 1 2 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 従事者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第 1 3 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 従業者は、職務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 4 従業者であった者に、職務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 1 4 条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
 - (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
 - (3) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
 - (4) 利用者は、利用環境の保全のための施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。

(その他運営についての留意事項)

第 1 5 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における

研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年間研修計画に沿って実施
- 2 従業者は、施設が行う年1回の健康診断を受診する。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人元気村理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- この規程は、平成23年3月16日から施行する。
- この規程は、平成23年5月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年8月1日から施行する。
- この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- この規程は、平成30年12月1日から施行する。
- この規程は、令和3年1月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年5月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。